

政策会議報告書

平成29年3月22日

報告者 経営企画部長

<p>件名</p>	<p>行政不服審査制度の庁内体制の一部変更について</p>						
<p>要旨</p>	<p>平成28年の行政不服審査法改正に伴い、本年度より庁内体制を整備し、審理手続きを進めてまいりましたが、平成29年第1号事件より体制を一部変更します。</p> <p><b>【変更内容】</b></p> <p>■審理員                  案件ごとの次長職1名体制（ローテーション制）から特定の管理職による固定化・複数体制化へ変更する。</p> <table border="1" data-bbox="395 1064 1433 1429"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1064 914 1102">新</th> <th data-bbox="914 1064 1433 1102">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1102 914 1429">                     文書行政課兼経営企画課副主幹（法曹有資格者）・経営企画課長・財政課長                      ※案件ごとに2名以内を指名                 </td> <td data-bbox="914 1102 1433 1429">                     以下の部の次長                      経営企画部・財務部・市民部・福祉部・こども未来部・健康推進部・環境クリーン部・産業経済部・街づくり計画部・建設部                      ※案件ごとに1名を指名                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)                  その他の体制について、変更はありません。</p> <p>■審査庁：文書行政課法務推進室                  審査請求を受け、審理手続を行う審理員を指名する。                  審理手続終了後、裁決を行う。</p> <p>■審理員補助者：経営企画課                  審理員の指示を受けて、事務の一部を補助する。</p> <p>■所沢市行政不服審査会事務局：文書行政課                  事務局として当該附属機関の事務を補佐する。</p>			新	旧	文書行政課兼経営企画課副主幹（法曹有資格者）・経営企画課長・財政課長 ※案件ごとに2名以内を指名	以下の部の次長 経営企画部・財務部・市民部・福祉部・こども未来部・健康推進部・環境クリーン部・産業経済部・街づくり計画部・建設部 ※案件ごとに1名を指名
新	旧						
文書行政課兼経営企画課副主幹（法曹有資格者）・経営企画課長・財政課長 ※案件ごとに2名以内を指名	以下の部の次長 経営企画部・財務部・市民部・福祉部・こども未来部・健康推進部・環境クリーン部・産業経済部・街づくり計画部・建設部 ※案件ごとに1名を指名						
<p>所管名</p>	<p>経営企画部 経営企画課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9027</p>				

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。